

開示等の申出を行う方法

方法を選択し、クリックしてください

- ・ 直接窓口に申し出る場合
- ・ 郵送により申し出る場合

窓口における申出

申出窓口は以下のいずれかです

本部総務課

東京都千代田区紀尾井町3番6号紀尾井町パークビル2階 03-3264-8600

安全運転中央研修所庶務課

茨城県ひたちなか市新光町605番地16 029-265-9560

各都道府県方面事務所

[こちら](#) からご確認ください

窓口に来られる方 選択し、クリックしてください

- ・本人
- ・本人から委任を受けた代理人
- ・未成年者または被後見人の法定代理人

本人からの申出

申出に必要な資料等

求める内容 必要資料等	<u>利用目的 の通知</u>	<u>開示</u>	<u>訂正、追加 又は削除</u>	<u>利用の停止 又は消去</u>
開示等申出書				
本人確認資料				
手数料				
事実確認資料				

クリックすると、それぞれの手続きの流れを表示します。

本人確認資料

運転免許証、健康保険の被保険者証、外国人登録証明書、住民基本台帳カード等のうちのいずれか1点。

手数料

1件につき300円。支払い方法は、現金又は定額小為替。

事実確認資料

訂正等を求める内容が事実と合致することを確認することを示す資料。

委任を受けた代理人からの申出

申出に必要な資料等

求める内容 必要資料等	<u>利用目的の通知</u>	<u>開示</u>	<u>訂正、追加 又は削除</u>	<u>利用の停止 又は消去</u>
開示等申出書				
代理人確認資料				
手数料				
事実確認資料				

クリックすると、それぞれの手続きの流れを表示します。

代理人確認資料(次の2点)

- ・運転免許証、健康保険の被保険者証、外国人登録証明書、住民基本台帳カード等のうちのいずれか1点。
- ・本人が作成した委任状(申出を行う日前30日以内に作成されたものに限ります。)

手数料

1件につき300円。支払い方法は、現金又は定額小為替。

事実確認資料

訂正等を求める内容が事実と合致することを確認することを示す資料。

法定代理人からの申出

申出に必要な資料等

求める内容 必要資料等	<u>利用目的の通知</u>	<u>開示</u>	<u>訂正、追加 又は削除</u>	<u>利用の停止 又は消去</u>
開示等申出書				
代理人確認資料				
手数料				
事実確認資料				

クリックすると、それぞれの手続きの流れを表示します。

代理人確認資料(次の2点)

- ・運転免許証、健康保険の被保険者証、外国人登録証明書、住民基本台帳カード等のうちのいずれか1点。
- ・戸籍謄本等その資格を証明する書類(申出を行う日前30日以内に作成されたものに限ります。)

手数料

1件につき300円。支払い方法は、現金又は定額小為替。

事実確認資料

訂正等を求める内容が事実と合致することを確認することを示す資料。

郵送による申出

郵送先

〒102 - 0094 東京都千代田区紀尾井町3番6号紀尾井町パークビル2階
自動車安全運転センター 総務課

申出をする方

選択し、クリックしてください

- ・本人
- ・本人から委任を受けた代理人
- ・未成年者または被後見人の法定代理人

本人からの申出

申出に必要な資料等

求める内容 必要資料等	利用目的 の通知	開示	訂正、追加 又は削除	利用の停止 又は消去
開示等申出書				
本人確認資料				
手数料				
事実確認資料				

クリックすると、
それぞれの手
続きの流れを表
示します。

本人確認資料(次の2点)

- ・運転免許証、健康保険の被保険者証、外国人登録証明書、住民基本台帳カード等のコピーのいずれか1点。
- ・住民票の写し又は外国人登録原票の写し(申出を行う日前30日以内に作成されたものに限ります。)

手数料

1件につき300円。支払い方法は、現金又は定額小為替。

事実確認資料

訂正等を求める内容が事実と合致することを確認することを示す資料。

委任を受けた代理人からの申出

申出に必要な資料等

求める内容 必要資料等	<u>利用目的 の通知</u>	<u>開示</u>	<u>訂正、追加 又は削除</u>	<u>利用の停止 又は消去</u>
開示等申出書				
代理人確認資料				
手数料				
事実確認資料				

クリックすると、
それぞれの手
続きの流れを表
示します。

代理人確認資料(次の3点)

- ・運転免許証、健康保険の被保険者証、外国人登録証明書、住民基本台帳カード等のコピーのいずれか1点。
- ・住民票の写し又は外国人登録原票の写し(申出を行う日前30日以内に作成されたものに限ります。)
- ・本人が作成した委任状(申出を行う日前30日以内に作成されたものに限ります。)

手数料

1件につき300円。支払い方法は、現金又は定額小為替。

事実確認資料

訂正等を求める内容が事実と合致することを確認することを示す資料。

法定代理人からの申出

申出に必要な資料等

求める内容 必要資料等	<u>利用目的 の通知</u>	<u>開示</u>	<u>訂正、追加 又は削除</u>	<u>利用の停止 又は消去</u>
開示等申出書				
代理人確認資料				
手数料				
事実確認資料				

クリックすると、それぞれの手続きの流れを表示します。

代理人確認資料(次の3点)

- ・運転免許証、健康保険の被保険者証、外国人登録証明書、住民基本台帳カード等のコピーのいずれか1点。
- ・住民票の写し又は外国人登録原票の写し(申出を行う日前30日以内に作成されたものに限ります。)
- ・戸籍謄本等その資格を証明する書類(申出を行う日前30日以内に作成されたものに限ります。)

手数料

1件につき300円。支払い方法は、現金又は定額小為替。

事実確認資料

訂正等を求める内容が事実と合致することを確認することを示す資料。

利用目的の通知の流れ

・受理、不受理の判断

次の場合は、開示等申出書を受理しないこととなります。

- ・本人又は代理人であることが確認できない場合
- ・利用目的の通知を求める資料が特定できない場合
- ・利用目的の通知を求める資料がセンターの保有個人データに該当しない場合

警察から提供を受けた交通事故証明、運転経歴証明、累積点数通知に関する資料は、センターの保有個人データに該当しないため、開示等の申出の対象とはなりませんのでご注意ください。

・通知の可否の審査

利用目的の通知を求める資料について、利用目的がすでに明らかにされているかどうか等法令の基準に従って、利用目的の通知を行うか行わないかについて審査を行い、手数料の納付が確認された後に、書面で回答します。

開示の流れ

・受理、不受理の判断

次の場合は、開示等申出書を受理しないこととなります。

- ・本人又は代理人であることが確認できない場合
- ・開示を求める資料が特定できない場合
- ・開示を求める資料がセンターの保有個人データに該当しない場合

警察から提供を受けた交通事故証明、運転経歴証明、累積点数通知に関する資料は、センターの保有個人データに該当しないため、開示等の申出の対象とはなりませんのでご注意ください。

・開示の実施方法

手数料の納付が確認された後に、希望に応じ、以下のいずれかの方法で開示します。

- ・窓口における閲覧又は写しの交付
- ・写しの送付(送付料はいただきません)

訂正等の流れ

・受理、不受理の判断

次の場合は、開示等申出書を受理しないこととなります。

- ・本人又は代理人であることが確認できない場合
- ・訂正等を求める資料が特定できない場合
- ・訂正等を求める資料がセンターの保有個人データに該当しない場合
- ・事実確認資料の提示又は提出がない場合

警察から提供を受けた交通事故証明、運転経歴証明、累積点数通知に関する資料は、センターの保有個人データに該当しないため、開示等の申出の対象とはなりませんのでご注意ください。

・訂正等の可否の審査

事実関係の調査を行い、訂正を行うか行わないかを決定し、結果を書面で回答します。

回答内容は、次のとおりです。

- ・訂正等を行った内容
- ・訂正等を行わないこととした場合、その内容と理由 等

利用停止等の流れ

・受理、不受理の判断

次の場合は、開示等申出書を受理しないこととなります。

- ・本人又は代理人であることが確認できない場合
- ・利用停止等を求める資料が特定できない場合
- ・利用停止等を求める資料がセンターの保有個人データに該当しない場合

警察から提供を受けた交通事故証明、運転経歴証明、累積点数通知に関する資料は、センターの保有個人データに該当しないため、開示等の申出の対象とはなりませんのでご注意ください。

・利用停止等の可否の審査

事実関係の調査を行い、利用停止等を行うか行わないかを決定し、結果を書面で回答します。

回答内容は、次のとおりです。

- ・利用停止等を行った内容
- ・利用停止等を行わないこととした場合、その内容と理由 等